

浦添市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、浦添市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募した者の中からプロポーザル方式（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により選定するにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

2. 業務名

浦添市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務

3. 業務内容

浦添市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

4. 本業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※上記の期間後も、介護認定審査会ペーパーレス会議システムの運用保守等の業務について、本業務の受託者に別途委託する予定である。予定する運用期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

5. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

6. 業務委託金額等

(1) 業務委託料上限額

5,766,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※システム導入費用及び令和8年3月分までの利用料（保守費用等）の合計額

(2) 業務委託料の支払い

本業務が完了した後は、別に市が指定する書類を提出し、市は当該書類が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本事業にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 提案するシステムについて、過去5年以内に国や地方公共団体への導入実績を有していること。
- (8) 機能要件確認書（様式8）に記載される必須機能要件がすべて可能であること。
※代替案またはカスタマイズにより可能な場合も可とする。
- (9) プライバシーマークまたはISMSを取得していること。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的でプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出が本要領で定める提出期限を超過した場合

9. 実施スケジュール

No	項目	期日または期限
1	公告	令和7年7月17日（木）
2	質問書の提出期限	令和7年7月25日（金）午後5時まで
3	質問書の回答（市ホームページに掲載）	令和7年8月1日（金）
4	参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時必着
5	参加資格結果通知	令和7年8月15日（金）（予定）
6	プレゼンテーションおよびヒアリング	令和7年8月29日（金）
7	審査結果通知	令和7年9月上旬（予定）
8	契約締結（予定）	調整後、速やかに行う

10. 質問の受付および回答

質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

No	項目	内容
1	質問期間	令和7年7月17日（木）～令和7年7月25日（金）午後5時まで
2	提出先	事務局（本要領16のとおり）
3	提出方法	電子メールで提出。送信後に電話により受信の確認を行う事。
4	回答方法	質問に関する回答は令和7年8月1日（金）に浦添市ホームページに掲載する。なお、電話および口頭による照会対応は行わない。

11. 参加申込書及び企画提案書の提出

（1）参加申込書

参加希望者は、期限までに参加申込書（様式2）を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本件に参加できないものとする。

参加申込書を提出後に提案を辞退する場合、参加辞退届（様式3）を提出すること。

（2）企画提案書

参加希望者は、期限までに以下の必要書類を提出すること。なお、提出された書類は返却せず、提案にかかる費用は事業者の負担とする。

提出書類（正本1部、副本8部ずつ提出すること）

No	提出書類	補足事項
1	企画提案書表紙 (<u>様式4</u>)	
2	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書作成要領（別紙1）を参照し、図や表等を用いて、わかりやすく記載すること。 A4判横書きとし、長編2か所を綴じる（左綴じ）。ただし、必要がある場合はA3判折込みを可とする。
3	会社概要 (<u>様式5</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
4	類似業務実績表 (<u>様式6</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年において、国または地方公共団体における類似業務の契約実績を記載することとする。 記載した契約に関する契約書の写しおよび実績報告書を作成している場合はその写しを添付すること。
5	見積書 (<u>様式7</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 見積額は消費税額及び地方消費税額を含めること。 具体的な経費を積算した内訳書を添付すること。
6	積算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書に係る積算内訳が分かるもの。

No	提出書類	補足事項
	(任意様式)	・ 内訳には①機器明細、②導入作業費用、③保守・サービス利用料等（月額）を含めること。
7	機能要件確認書 (様式8)	・ 機能実現の項目に対処状況を記入して提出すること。 ・ 全ての機能要件は要求事項とするが、代替案またはカスタマイズにより可能な場合も可とする。
8	納税証明書 (発行後3か月以内のもの)	・ 税務署が発行する「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」 ・ 応募者が所在する都道府県及び市町村で発行する「納税証明書」（法人税、法人事業税等）（いずれも写し可）。また、営業所のみが沖縄県内の場合は、営業所に係る証明書も提出すること。
9	プライバシーマークまたはISMS取得証の写し	・ 取得の証明となる書類を提出すること。

(1) 及び (2) の提出方法

No	項目	内容
1	提出期間	令和7年7月17日（木）～令和7年8月8日（金）午後5時必着
2	提出先	事務局（本要領16のとおり）
3	提出方法	① 紙媒体を持参または書留郵便（上記No.1提出期間内必着） ② 参加申込書は企画提案書正本に添付する。 ③ 企画提案書の電子データをPDF化したファイル（事業所印不要）を電子メールで提出（上記No.1提出期間内必着）。 ※ 必ず両方法で提出すること。いずれかが提出期間を過ぎた場合は失格とする。

12. 審査

提出された企画提案書等をもとに、本業務に係る審査委員会が審査を行い、提案内容に対して評価基準に基づき、事業者の評価及び選定を行う。ただし、提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合には、選定から除外する。

(1) 審査基準

- ① 書類審査とプレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ審査評価表（別紙2）による。
- ② 点数については、各選考委員の評定結果を合算し、合計点が満点の6割（最低基準点）以上の者を選定する。

(2) 書類審査（1次審査）

- ① 提出があった書類について参加資格を満たしているか確認する。
- ② 4者以上の提案があった場合、企画提案書をもとに、事務局において審査評価表（別紙2）に掲げる評価項目のうちの「1全体評価」および機能要件確認書（様式8）に関する審査を行い、上位3者を2次審査対象者として選出する。
- ③ プロポーザル参加の認否を令和7年8月15日（金）までに参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。ただし、全参加者において、機能要件について標準機能が6割を満たさない場合は選定しないものとする。

(3) プレゼンテーション（2次審査）

No	項目	内容
1	日時	令和7年8月29日（金）（予定） ※実施時間は書類審査（1次審査）の結果と併せて通知する。
2	会場	浦添市役所本庁舎4F企画調整会議室（予定）
3	説明者	3名以内とする。
4	方法	準備10分、プレゼンテーション20分、質疑10分（予定）
5	説明資料	提出した企画提案書のほか、デモンストレーション用の実機も持込可能。プロジェクター又は大型モニターは事務局で用意するが、パソコンや接続ケーブル等のその他必要な機材は参加者で用意すること。なお、実施場所はインターネット回線を使用できる環境でないため、インターネットを利用したい場合は参加者で用意すること。

(4) 受託候補者の選定

- ① プレゼンテーションの結果、最高得点提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、最高得点が同点の場合はくじ引きとする。
- ② 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から、最優秀及び次点を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

(5) プレゼンテーションの結果通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に審査結果を通知する。

13. 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに受託候補者の商号又は名称を公表する。

14. 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した内容について受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の10分の1以上の額とする。ただし、契約の相手方が、浦添市契約規則（以下、「契約規則」という。）第6条第1項の規定に該当すると市が認める場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。
- (5) 受託候補者が「7. 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

15. その他留意事項

- (1) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けない。
- (3) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルの実施ができないと認められる場合は、中止また取り消すことができるものとする。この場合における公募によるプロポーザルに要した費用を主催者側に請求することはできない。

16. 事務局

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所福祉健康部いきいき高齢支援課 介護認定係 担当：山城、出口

電話（代表） 098-876-1234（内線 3588）

E-mail iksien@city.urasoe.lg.jp